

研究者の立場から

公判前整理手続と当事者主義
争点設定と証拠の厳選

緑 大輔 愛知大学准教授

問題の所在

本特集の高橋論文(25頁)では、公判前整理手続において、裁判所が被告人の共謀・犯行の有無に関わる間接事実や、証拠の信用性に関する補助事実についての立証を制限している。そこで、かような立証制限が妥当なのか、当事者主義の意味を考えることを通じて、検討を加える。

当事者主義の含意と価値

当事者主義(当事者追行主義を含む)は、刑事裁判において重要な意義を有する。第一に、当事者の攻防を踏まえて裁判所が審判するという訴訟構造を採用することで、判断者たる裁判官・裁判員の中立公平性を担保し、無罪推定原則を踏まえた事実認定を実質的に期待できるようになる。また同時に、裁判員の役割は、裁判官が「解明」した「事実」を論評するのではなく、当事者の主張立証を評価する旨が意識されるべき、ということになる。第二に、当事者主義のもとでは、当事者自身が公判の争点を形成して攻防を展開することが期待される以上、争点の形成や立証方法について、被疑者・被告人の主体性が確保されていることが前提となる。そのためには、被疑者・被告人の防御権保障が実効的になされる必要があるうえ、公判前整理手続において裁判官が主となって争点を選別することは、当事者主義の

理念には必ずしもなじむものではない。

しかし、裁判所が公判前整理手続において証拠を絞り込むことに関わって、「当事者双方及び裁判所の間で」、各間接事実の位置づけや推認力について「共通認識」を形成し、「真に必要な範囲の間接事実」のみ取り調べ、そうではない間接事実を審理対象外にして絞り込むべきとの主張も見られる¹。このように間接事実や補助事実の立証を絞り込む発想の背景には、争点の混乱をあらかじめ回避して公判審理期間を短縮しようとする価値判断があるのであろう²。また、各間接事実の位置づけた推認力について、当事者双方のみならず、「裁判所」も「共通認識」を形成するよう期待されている点は注目すべきであり、裁判官が訴訟指揮を迅速・円滑に行うための準備として公判前整理手続が位置づけられていることがうかがわれる。

この発想は、裁判員裁判においては、裁判員の負担を緩和するために、よりいっそう強く表れてくる可能性もある。確かに、裁判員裁判で審理期間を一定程度短くする必要はあるだろうし、当事者間でかみ合った争点を形成して審理することは、判断者の中立公正な判断をよりいっそう実現しやすくなる点で、当事者主義の観点からも望ましいことではある。しかしながら、問題なのは、審理のために「真に必要な範囲の間接事実」を、誰が判断するのか、という点にある。「真に必要な範囲」の間接事実を審理しないまま結審するとなれば、迅速な公判は達成されたと

しても、充実した公判の達成とはほど遠いものになってしまう。本件は、このような問題が顕在化した例だといえる。

公判前整理手続における 間接事実の推認力判断

このように、公判前整理手続において裁判所が間接証拠の推認力を判断して、当事者の主張を封殺することには、いくつかのレベルで問題がある。

第一に、当事者主義の理念のレベルでの問題である。本来、当事者主義（当事者追行主義）の考え方を徹底するのであれば、関連性がある事実について、いかなる範囲で公判において主張するかは、第一次的には当事者が判断すべき事項である。そして、その判断のための間接事実の推認力や供述の信用性にかかわる補助事実の評価自体、公判前整理手続においては、各当事者が行うべきものであろう³。この点は、裁判員制度の模擬裁判の成果と課題をまとめた最高裁判務総局も、「主要事実を立証するためにどの間接事実を取捨選択するかは当事者がその権限と責任において行うべきであるから、当事者において当該間接事実を主張する一定の必要性・合理性を説明している場合には、裁判所としてもそれを尊重すべき」としているところである⁴。もし、公判前整理手続の段階で、裁判所が間接事実の推認力や供述の信用性に関わる補助事実について判断し、証拠を絞り込むならば、訴訟当事者の立証活動を制約することになる⁵。このことは、上述した当事者主義の理念になじまない運用だと思われる。

第二に、公判中心主義と当事者主義の関わりのレベルで問題である。公判前整理手続の段階で、当事者主張予定の間接事実の推認力・重要性を裁判所が判断して、当事者の主張を絞り込むということは、裁判所が既に公判前整理手続の段階で証拠構造を把握して証拠を評価し、一定程度の心証を得ていることを示唆する。高橋論文のような事案で弁護人の主張や証拠調べ請求を却下するのも、一定程度証拠構造を把握して心証を抱くからこそ、なしうることだろう。このことは、当事者主義の理念もとの当事者による主張・争点の形成を制約することが、公判手続の形骸化と密接に関わっていることを

示唆している。このように、当事者の主張に対して、公判前の裁判所が実質的に心証を形成するならば、それはある種の子審判事制度の再来であり、公判手続が形骸化するおそれがある⁶。この問題は、裁判員裁判においては裁判体に公判前整理手続に参加していない裁判員も加わるため、問題が非裁判員裁判に比べてよりいっそう顕在化しうる。このような運用が定着すれば、裁判官と裁判員との間での情報の格差が生じるとともに⁷、当事者には、すでに情報を得ている裁判官と情報がない裁判員の双方を意識した立証活動が迫られることになる。

第三に、公判前整理手続において裁判官が当事者の主張を斥けるよりも、当事者が争点を設定して立証することに委ねるほうが、合理性があるという実際上の問題も挙げられる。たとえば、模擬裁判員裁判の際に、公判前整理手続で弁護人が請求した証拠が必要性なしとされて却下されたところを、評議に入ってから裁判員が「ここはどういう事実があったんですかね?」と尋ね、裁判官が自ら却下したにもかかわらず「証拠がないからわかりませんね」と応じた、という経験が語られている⁸。このエピソードは、必ずしも裁判所が、裁判員が知りたいと考える事実まで想定して、公判前整理手続において証拠の必要性を的確に判断できるとはかぎらないということを示唆する。そもそも、弁護人が検察官から証拠開示を受けて、検察官の証明予定事実の証拠構造について証拠を閲覧して分析したうえで、弁護人は間接事実の推認力や供述の信用性に関わる補助証拠を争点化してくる。このような手続の流れの中では、少なくとも公判前整理手続の段階では、本来は弁護人が裁判官以上に適切に証拠の必要性を判断できるように思われる。確かに、明らかに訴訟遅延目的で、事件との関連性が疑わしい証拠を提出してくる弁護人なども一部にはいるのかもしれない。しかし、基本的に公判前整理手続においては、まだ証拠を吟味していない裁判官よりも、証拠を吟味して争点を形成してくる弁護人・検察官のほうが、当該証拠の必要性をよりよく判断できるのではないか。むしろ、このように当事者に十分な証拠構造分析を行わせて、主張立証を準備させる前提として、公判前整理手続の運用が適切になされる必要がある。すなわち、「検察官に迅速な開示義務の履践」を求め、「裁判所は

弁護人に開示された証拠の質・量について率直に聞いた上、合理的な提出時期を考えなければならず、「その際、弁護人に対し、検察官の詳細な証明予定事実に対して安易に認否を求め」ないことが必要であるし、公判前整理手続期日については「証拠開示に基づいて当事者にじっくりと主張を検討してもらうため、むしろ十分な期間を設けること」が必要であろう⁹。

もっとも、以上のような理解に対しては、裁判官がこれまで培ってきた「経験」に基づいて、職権主義的に証拠の必要性を公判前整理手続において適切に判断している、という理解もありうる。しかし、とくに裁判員が参加する事件においては、裁判員がどのような証拠に必要性を見出すかは、裁判官の「経験」で押し量りきることではできないように思われる。裁判員は、弁護人が形成した争点に寄り添って判断しようとする可能性も充分にあり、そのときには、弁護人が公判前整理手続で証拠調べ請求をしていない証拠を自ら調べたいと考える可能性もあるのではない。確かに、公判前整理手続で証拠を厳選し、裁判員の負担を緩和する視点それ自体は一定程度重要である。しかし、裁判員が知りたいと思う可能性がある間接事実についての証拠調べを省くことは、裁判員に欲求不満や自信のない事実認定をもたらし、かえって司法への信頼を損なう可能性もありうる。そのような事態を回避するには、当事者が争点に合致した形で、自らの問題意識に沿って証拠調べ請求をしている場合には、証拠の必要性を認めるべきではないだろうか。そこに裁判員が関心を持たない、とは誰も容易に断定できない。

以上のような理由から、当事者主義の理念のもとで、公判前整理手続における間接事実の推認力の評価については、各当事者が判断して、主張の要否を決するのが原則であるべきように思われる。しかし、このような理解に対しては、当事者追行主義を徹底して各当事者が間接事実の推認力を評価して主張の要否を判断する考えが一般化していけば、「徒に公判審理の焦点が拡散するおそれ」があるという指摘もみられる¹⁰。しかし、「徒に公判審理の焦点が拡散するおそれ」は、当事者が間接事実の推認力を評価して主張の要否を判断することによって直ちに生じるわけではないように思われる。むしろ、両当事

者間での争点にズレが生じたときに生じる問題ではないか。争点がかみ合っているかぎりは、焦点が拡散するという現象は問題としては起こりにくいように思われる。基本的には、争点の絞り込み自体も、公判前整理手続における当事者間の主張のやりとりの中で、自ら争点が明確になり、不要な争点が排除されていることが望ましく、裁判官も議論をかみ合わせるための手段をまずは尽くすべきであろう¹¹。このような観点からすれば、当事者請求証拠の必要性判断の際の求釈明や、当該証拠の提示（刑訴規則192条）は、争点のかみ合せのために行われるべきである。

それでは、公判前整理手続において裁判所が証拠の必要性を否定して却下すべきは、いかなる場合なのか。たとえば、当事者双方の争点がかみ合っていないにもかかわらず、当事者が自らの主張に固執して証拠調べを請求する場合があります。争点がかみ合わなければ、判断者として適切に証拠を評価して判断することは困難だからである。その場合には、争点をかみ合わせたくらうで、出すべき証拠を当事者に再考させる必要があるだろう。また、ことさらに訴訟を遅延させる目的で、当該主張との関連性が不明確なままに証拠調べ請求がなされるような場合も、証拠の必要性を否定する判断はありうるであろう¹²。

本件における問題

以上の視点から、本特集の高橋論文の事例について検討してみよう。本件では、裁判所が設定した争点が、①被告人による共謀の有無、②被告人による殺害実行の有無とされている。この争点からすれば、少なくとも弁護人の主張を読むかぎり、事件前の被告人・共犯者・被害者の間の人間関係に関する立証は、被告人が共謀に加わる可能性の有無や、共犯者の供述の信用性の有無に影響することがらであり、不合理なものだとは考えにくい。また、「殺し屋」への依頼の有無も、共謀の成立を左右しうる事実であるように見えるものであるうえ、「殺し屋」とされている者の供述調書の内容は、検察官のストーリーと対立するものであり、証拠調べをする意味があるように思われる。

以上の点からすれば、本件弁護人の証拠調べ請

求は、当事者の主張として不合理なものとは評価しがたい。証拠調べ請求を却下した理由が説明されていないため、裁判所の考えは不明確であるが、上述のような当事者主義の理念に従うのであれば、証拠採用をすべきであったように思われる。仮に、これまでの裁判官としての職務経験上、本件弁護人の間接事実・補助事実に関する主張を取り上げる価値がないと考えていたのだとすれば、少なくとも裁判員裁判のもとで同様の判断を下した場合には、問題はいつそう顕在化する可能性がある。なぜならば、争点としては被告人の共謀の有無、実行行為の有無が設定されている以上、弁護人はこれら間接事実や補助事実は一切触れずに弁護活動を行うことは困難であり、何らかの形で触れざるをえない可能性が高いからである。そうであるならば、裁判員からこの点について疑問が提出されるリスクを、裁判官は背負うことになるのではないか。そのときに、自ら公判前整理手続で証拠を却下したにもかかわらず、裁判員に「この点については証拠がない」と単に説明することが妥当なのか、問題になるように思われる。

問われる公判前整理手続における当事者の主体性

以上、本稿では、公判前整理手続において当事者主義が持つ意義を確認し、間接事実の推認力などは原則的に裁判所ではなく当事者が判断すべきだと主張した¹³。

しかし、このように当事者の主体性を全面に押し出して、当事者が主張する証拠の必要性を原則的に肯定するということは、争点形成によって生じる結果について、弁護人自らの専門家としての知識をもって立ち向かわなければならないことを意味する。公判前整理手続における当事者主義の実現は、検察官・弁護人が専門家として主体的に訴訟活動に取り組むことなくして成り立たない。その意味で、当事者主義の理念のもとで運用される公判前整理手続は、当事者の力量が問われることになる点にも、留意する必要があるだろう。

1 司法研修所編『裁判員制度の下における大型否認事件の審理のあり方』(法曹会、2008年)51頁。

2 たとえば、裁判官に、裁判員裁判については公判を連続3日で終わらせなければならない、という姿勢があるとの指摘がなされている。水谷規男ほか「座談会・裁判員裁判と裁判官の意識——裁判官をどうやって変えられるか」本誌59号(2009年)57頁[神山啓史発言]など参照。

3 神山啓史＝岡慎一「裁判員裁判と『当事者主義の重視』」判例タイムズ1274号(2008年)46頁。

4 最高裁事務総局刑事局「模擬裁判の成果と課題——裁判員裁判における公判前整理手続、審理、評議及び判決並びに裁判員等選任手続の在り方」判例タイムズ1287号(2009年)12頁。

5 神山＝岡・前掲注3論文46頁。

6 酒巻匡「裁判員制度と公判手続」ジュリスト1370号(2009年)152頁参照。

7 緑大輔「公判前整理手続に見る裁判員裁判への裁判官の姿勢——広島高裁平成20年9月2日判決等を素材に」本誌59号(2009年)28頁。

8 水谷規男ほか・前掲注2座談会50頁[金岡繁裕発言]。

9 最高裁事務総局刑事局・前掲注4論文15～16頁。また、ここにいう「十分な期間」については、中山博之＝竹中雅史「『模擬裁判の成果と課題』についての批判的検討」本誌59号(2009年)35頁参照。

10 堀江慎司「刑事裁判の充実・迅速化」ジュリスト1370号(2009年)129頁。もっとも、論者は「過度に争点を絞り込むことに対する一般的な警鐘としては、上記見解にも耳を傾けるべき面がある」としている。

11 緑・前掲注7論文29頁。

12 裁判所が証拠の必要性を否定して却下する場合には、運用としては理由を示すことが望ましいだろう。当事者の争点のすり合わせや、当事者の裁判所に対する不信感を解消することにつながり、公判の円滑な進行に資すると思われるからである。

13 このことは、当事者が主張していないことがらについて、ことさらに裁判所が証拠調べを行うことについては抑制的であるべきことも意味する。緑・前掲注7論文27頁以下参照。また、「核心司法」の観点から公判前整理手続のあり方を検討するものとして、田口守一「争点整理と核心司法」刑事法ジャーナル18号(2009年)44頁以下参照。

(みどり・だいすけ) 